

いわゆるアダルトビデオ出演被害問題・「JKビジネス」問題等  
に関する関係府省対策会議の設置について

平成 29 年 3 月 21 日  
関係府省申合せ  
平成 29 年 7 月 21 日  
一部改正  
令和 4 年 3 月 31 日  
一部改正  
令和 4 年 6 月 24 日  
一部改正  
令和 6 年 1 月 31 日  
一部改正  
令和 7 年 10 月 10 日  
一部改正

1. 出演者の心身及び私生活に将来にわたって取り返しのつかない重大な被害を生ずるおそれがあるアダルトビデオ出演被害問題やいわゆる「JKビジネス」と呼ばれる営業により、児童が性的な被害に遭う問題など若年層の女性に対する性的な暴力に係る問題が深刻な状況にあることを踏まえ、関係府省が連携して対策を実施するため、いわゆるアダルトビデオ出演被害問題・「JKビジネス」問題等に関する関係府省対策会議（以下「対策会議」という。）を設置する。
2. 対策会議の構成は、次のとおりとする。ただし、議長は必要があると認めるときは、構成員を追加することができる。

|      |                            |
|------|----------------------------|
| 議長   | 内閣府特命担当大臣（男女共同参画）          |
| 議長代理 | 内閣府男女共同参画局長                |
| 構成員  | 内閣府大臣官房政府広報室長              |
|      | 警察庁生活安全局長                  |
|      | 消費者庁次長                     |
|      | こども家庭庁支援局長                 |
|      | 総務省大臣官房総括審議官（広報、政策企画(主)担当） |
|      | 総務省大臣官房総括審議官（情報通信担当）       |
|      | 法務省大臣官房司法法制部長              |
|      | 法務省刑事局長                    |
|      | 法務省人権擁護局長                  |
|      | 文部科学省総合教育政策局長              |
|      | 厚生労働省社会・援護局長               |
3. 対策会議は必要に応じ、幹事会を開催することができる。幹事会の構成員は関係行政機関の職員で議長の指名する官職にある者とする。
4. 対策会議の庶務は、内閣府男女共同参画局において処理する。
5. 前各項に定めるもののほか、対策会議の運営に関する事項その他必要な事項は、議長が定める。